

# 鶴岡市地域公共交通計画の策定について

## 協議資料3

### 1. 策定の趣旨

- 地域公共交通活性化再生法の一部改正  
　　⇒ 地域公共交通形成計画へ
- 鶴岡市地域公共交通網形成計画の期間満了
- 平成28年度から令和2年度まで
- 山形県による地域公共交通計画の策定  
　　内容が複数の市町村間を通る幹線のみか、枝線も含むか不明瞭

### 2. 策定のポイント

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置づけ
- 輸送資源の総動員による移動手段の確保
- 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定や毎年度の評価を行い、PDCAを強化
- MaaSの円滑な普及促進

### 3. 策定のスケジュール

6～7月：県公共交通計画等の勉強会・第1回地域公共交通活性化協議会  
地域や交通事業者との意見交換会

8～10月：アンケート調査の実施・ワークショップの開催

9～10月：第2回地域公共交通活性化協議会（骨子）

6～1月：現計画の評価・検証と県計画への反映

11～1月：次期計画のとりまとめ・第3回地域公共交通活性化協議会（素案）

2月：パブリックコメントの実施

3月：策定

# 鶴岡市地域公共交通計画 構成(案)

